

○西脇市健康づくり推進協議会条例

平成18年 3 月30日 条例第 7 号

西脇市健康づくり推進協議会条例

(設置)

第 1 条 西脇市における健康づくりを推進するため、西脇市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告するとともに、必要な意見を市長に具申するものとする。

- (1) 健康づくりに関する実情の総合的な把握に関すること。
- (2) 健康づくりに関する基本的な方策に関すること。
- (3) 健康づくりの推進及びその調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する重要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の代表
- (4) 地区衛生組織その他の地区組織の代表
- (5) 教育委員会関係者、事業所等の代表

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について委員を助ける。

(専門部会の設置)

第9条 協議会は、専門的事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会委員10人以内をもって必要の都度組織し、その部会委員は、第3条に規定する委員及び専門的知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。

3 部会委員は、会長から指示を受けた専門的事項の調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(部会長)

第10条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、部会委員の互選により選出する。

3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ、部会長が指名する部会委員が、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第11条 専門部会の会議については、第7条の規定を準用する。

(結果の報告)

第12条 部会長は、会長から指示を受けた専門的事項を調査研究し、その結論を得たときは、速やかにその結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、健康づくり担当部において処理する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	保育園運営委員会委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員相当額	」
---	------------	----	-------	---------------	---

を

「	保育園運営委員会委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員相当額	」
	健康づくり推進協議会委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員相当額	

に改める。